

安芸太田町公告第 20 号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定め
たため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 28 日

安芸太田町長 橋本 博明 印

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在	地番	林班- 小班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
1	安芸太田町 大字下筒賀 字御堂野	11100	009- 007	山林	0.77 (0.69)	10 年	

表中面積欄:上段は林地台帳等面積,下段()はスギ・ヒノキの実測面積

2 縦覧場所 安芸太田町役場 産業観光課

3 本公告により、安芸太田町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設
定される。